

大阪市立総合医療センター床頭台等設置管理運営業務委託契約書

地方独立行政法人大阪市民病院機構（以下「委託者」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「受託者」という。）とは、次の条項により、大阪市立総合医療センターにおける床頭台等の設置及び管理運営について業務委託契約を締結する。

（総則）

- 第1条 委託者及び受託者は、本契約書に基づき、「大阪市立総合医療センター床頭台等設置管理運営業務仕様書」（以下「仕様書」という。）に従い、本契約（本契約書及び仕様書に定める業務（以下「本件業務」という。）の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 委託者は本件業務を完了させるため、業務に関する指示を受託者又は受託者の業務責任者に対して行うことができる。この場合において、受託者又は受託者の業務責任者は当該指示に従い、業務を行わなければならない。
- 3 受託者は、本契約書若しくは仕様書に定めのある場合又は前項の指示若しくは委託者と受託者で協議がある場合を除き、本件業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 4 委託者は、必要と認めるときは、受託者に対して本件業務の処理状況について調査を行い、又は報告を求めることができる。

（本件業務の対価等）

- 第2条 受託者が、仕様書に基づき床頭台等を利用する者から徴収した料金（以下「料金収入」という。）のうち金〇〇,〇〇〇,〇〇〇円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）は委託者に帰属する収入（以下「委託者固定収益金」という。）とする。料金収入から委託者固定収益金を差し引いた残額は、本件業務の対価である委託料として受託者が受領する。
- 2 委託者は、関係法令の改正や経済情勢・事業環境の変動があったとき等、必要があると認めるときは委託者固定収益金の変更を申し出ることができる。この場合、受託者は変更に係る協議に応じなければならない。

（履行期間）

- 第3条 履行期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。
- 2 履行期間終了日の6か月前までに、委託者及び受託者のいずれからも履行期間の更新をしない旨の書面による申し出がないときは、1年間自動的に本契約を更新するものとし、以後同様とする。ただし、令和10年3月31日を超えないものとする。
- 3 前項の規定により本契約を更新するときの条件は本契約と同一とする。ただし、契約条件の変更を行った場合は、変更後の条件で更新する。

（記載例）	期間	納入期限
①当月分		当月末日
②4月分～3月分		4月末日
③4月分～9月分		4月末日
	10月分～3月分	9月末日

（委託者固定収益金の納入）

- 第4条 受託者は、委託者固定収益金を委託者の発行する請求書に基づき、次に示す納入期限までに委託者が指定する銀行口座への振込により、委託者に納入しなければならない。納入期限が金融機関の休業日に当たる場合は、翌営業日を納入期限とする。

期 間	納 入 期 限

2 振込手数料は、受託者の負担とする。

(延滞損害金)

第5条 受託者は、前条の納入期限までに委託者固定収益金を支払わないときは、税外歳入に係る延滞金及び過料に関する条例（昭和39年大阪市条例第12号）に基づき計算した延滞損害金を委託者に支払わなければならない。ただし、やむを得ない理由があると委託者が認めた場合はこの限りでない。

(契約保証金)

第6条 受託者は、本契約締結後、契約保証金として委託者固定収益金の3か月分に相当する額を委託者に支払わなければならない。ただし、受託者が履行期間に対応する委託者固定収益金の全額を履行期間当初の月の末日までに委託者に対し納入することを本契約で規定し受託者が当該規定の納入を完了した場合はこの限りでない。

2 前項に定める契約保証金は、損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

3 委託者は、本契約の完了時において、受託者が本契約に定める義務をすべて履行し、委託者に損害がないときは、受託者の請求により第1項に定める契約保証金を受託者に還付する。

4 第1項に定める契約保証金には利息を付さない。

(法令上の責任等)

第7条 受託者は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令（社会保険・労働保険に関する法令を含む。）の規定のほか、職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例（平成18年大阪市条例第16号。以下「コンプライアンス条例」という。）における委託先事業者にかかる規定を守り、善良な管理者の注意をもって業務を履行しなければならない。

(個人情報等の保護に関する受託者の責務)

第8条 受託者は、本契約の履行にあたって個人情報及び業務に係るすべてのデータ（以下「個人情報等」という。）を取扱う場合は、市民の個人情報保護の重要性に鑑み大阪市個人情報保護条例（平成7年大阪市条例第11号。以下「保護条例」という。）、大阪市特定個人情報保護条例（平成27年大阪市条例第89号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）及びその他の関連する法令等の趣旨を踏まえ、本契約書の各条項を遵守し、その漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制の整備及び措置を講じなければならない。

2 受託者は、自己の業務従事者その他関係人についても、前項の義務を遵守させるために必要な措置を講じなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第9条 委託者は、本契約によって生ずる権利又は義務を、第三者に譲渡し、承継させ、又はその権利を担保に供することはできない。ただし、あらかじめ受託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受託者は、本件業務を行う上で得られた記録等を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合はこの限りでない。

(秘密の保持)

第10条 委託者及び受託者は、本契約の履行に関して知りえた秘密を第三者に開示、漏洩したり、本契約の履行目的以外に使用してはならない。

2 委託者及び受託者は、自己の使用人その他関係者について前項の規定を厳守させなければならない。

3 委託者及び受託者は、本件業務の結果について、相手方の承諾を受けず公表し、又は出版等を行ってはならない。

4 前3項に規定する義務は、本契約の完了後及び解除後においてもなお継続するものとする。

(再委託)

第11条 受託者は、第三者に本件業務を委任し、又は請け負わせた場合、委託者に対しその第三者の受任又は請負に基づく行為全般について責任を負うものとする。

2 委託者は、受託者に対して、本件業務を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(貸与物等)

第12条 委託者が受託者に貸与し、又は支給する物件（以下「貸与物等」という。）については、仕様書に定めるところによる。

- 2 受託者は、貸与物等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 受託者は、本件業務の完了等によって不用となった貸与物等については、これを委託者に返還しなければならない。
- 4 受託者は、故意又は過失により貸与物等が滅失若しくは破損し、又はその返還が不可能となったときは、委託者の指定する期間内に代替物を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(必要経費の負担)

第13条 受託者は、仕様書に定めるところにより、本件業務を実施するために必要な経費を負担するものとする。

(業務内容の変更等)

第14条 委託者は、必要があると認めるときは、本件業務の内容の一部を変更し、又は本件業務を一時中止することができる。この場合において、委託者固定収益金又は履行期間を変更する必要があると認めるときは、委託者と受託者で協議のうえ書面によりこれを定める。

- 2 前項の場合において、委託者は、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(災害等に対する措置)

第15条 受託者は、本件業務実施中における災害及び事故発生に伴う従事者の法的措置等について、全責任を負うものとする。

(損害のため生じた経費の負担)

第16条 本件業務の履行にあたり生じた損害（次条第1項及び第2項に規定する損害を除く。）については、受託者が必要な費用を負担する。ただし、当該損害（仕様書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、委託者の責に帰すべき事由により生じたものについては、委託者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第17条 本件業務の履行にあたり第三者に及ぼした損害（第3項に規定する損害を除く。）について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受託者がその賠償額を負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項の規定する賠償額（仕様書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、委託者の指示、貸与品等の性状その他委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者がその賠償額を負担する。ただし、受託者が、委託者の指示又は貸与品等が不相当であること等委託者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- 3 業務を行うにつき通常避けることができない騒音、振動、地下水の断絶等の理由により第三者に及ぼした損害（仕様書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、委託者がその賠償額を負担しなければならない。ただし、業務を行うにつき受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受託者が負担する。
- 4 前3項の場合その他本件業務の実施に伴い第三者との間に紛争が生じた場合においては、委託者と受託者が協力してその処理解決に当たるものとする。

(検査)

第18条 受託者は、毎月分の業務を完了したときは、遅滞なく、その旨を委託者に通知し検査を受けなければならない。

- 2 委託者又は委託者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受託者の立会いの上、当該業務の完了を確認するための検査を行い、当該検査の結果を受託者に通知しなければならない。
- 3 受託者は、前項の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができ

ない。

- 4 受託者は、第2項の検査の結果に合格しないときは、委託者が適切でないと認めた業務の範囲をあらためて履行し委託者の再検査を受けなければならない。

(債務不履行に対する受託者の責任)

第19条 受託者は、業務について、本契約に定められたとおり履行できないことが明らかになったときは、遅滞なく委託者に報告しなければならない。

- 2 前項の報告を受けた場合、又は受託者が本契約に違反したことが明らかになった場合、その効果が本契約に定められているもののほか、委託者は、受託者に対して相当の期間を定めてその履行の追完を請求し、若しくは履行の追完とともに損害の賠償を請求し、又はその履行の追完に代えて損害の賠償を請求することができる。ただし、債務の不履行が受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、委託者は、損害の賠償を請求することができない。
- 3 前項の規定は、第20条第1項及び第2項に定める解除権の行使を妨げない。
- 4 第2項において、受託者が負うべき責任は、第18条第2項の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。

(委託者の解除権及び損害賠償等)

第20条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本契約を解除することができる。ただし、当該不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく本契約の全部又は一部を履行しないとき。
- (2) 履行期間内に業務を完了しないとき、又は完了する見込みが明らかでないとき認められるとき。
- (3) 本契約の履行にあたり委託者の指示に従わないとき又は委託者の職務の執行を妨げたとき。
- (4) コンプライアンス条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき、又は同条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないとき。
- (5) 前各号のほか契約事項に違反したとき。
- 2 委託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の催告をすることなく、直ちに契約の解除をすることができる。
 - (1) 第9条の規定に違反し、委託者の承諾を得ずに本契約から生じる債権を譲渡したとき。
 - (2) 受託者の債務の全部が履行不能であるとき。
 - (3) 受託者が本契約の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (4) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者が債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約の目的を達することができないとき。
 - (5) 契約の性質や委託者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - (6) 前各号に掲げる場合のほか、委託者が前項の催告をしても、受託者がその債務を履行しない又は契約の目的を達するのに足りる履行がなされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - (7) 受託者が第24条第1項の規定によらないで本契約の解除を申し出たとき。
 - (8) 大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に、本契約から生じる債権を譲渡したことが判明したとき。
 - (9) 本契約の締結又は履行について不正な行為があったとき。
 - (10) 委託者に重大な損害又は危害を及ぼしたとき。
 - (11) 監督官庁から営業許可の取り消し、停止等の処分を受けたとき。
 - (12) 受託者が、委託者固定収益金を納入期限後3か月以上経過してなお支払わないとき。
- 3 前各項各号の規定により本契約が解除された場合は、受託者が納入した第6条に定める契約保証金は違約金として委託者に帰属する。契約保証金の納入を免除されている受託者は、違約金として第6条に定める契約保証金に相当する金額を委託者に支払わなければならない。
- 4 前々各項各号に掲げる事項が委託者の責め人帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、契約の解除をすることができない。

第21条 委託者は、本件業務が完了するまでの間、前条第1項各号の規定によるほか必要があると認めるときは本契約を解除することができる。

2 委託者は、前項の規定により契約を解除したことにより受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(誓約書の提出)

第 22 条 受託者及び暴力団排除条例第 7 条に規定する下請負人等（以下「下請負人」という。）は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を、委託者に提出しなければならない。ただし、委託者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

(暴力団排除に伴う契約の解除)

第 23 条 委託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく直ちに契約を解除する。

(1) 暴力団排除条例第 8 条第 1 項第 6 号に基づき、受託者（受託者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められたとき。

(2) 暴力団排除条例第 8 条第 1 項第 7 号に基づき、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合において、受託者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、受託者が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否したとき。

(受託者の解除権)

第 24 条 受託者は、委託者が本契約に違反し、その違反によって本契約の履行が不可能となったときは、本契約を解除することができる。ただし、受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、この限りでない。

2 受託者は、前項の規定により本契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を委託者に請求することができる。ただし、前項に掲げる事項が委託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(解除に伴う措置)

第 25 条 受託者は、本契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受託者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

2 受託者は、本契約が解除された場合において、器具、仮設物その他の物件（第 11 条の規定により、受託者から業務の一部を委任され、又は請け負った者が所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、受託者は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取片付けて、委託者に明け渡さなければならない。

3 前項に規定する撤去並びに修復及び取片付けに要する費用（以下本項及び次項において「撤去費用等」という。）は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ各号に定めるところにより委託者又は受託者が負担する。

(1) 器具、仮設物その他物件に関する撤去費用等は受託者が負担する。

4 第 2 項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は作業現場の修復若しくは取片付けを行わないときは、委託者は、受託者に代わって当該物件の処分又は作業現場の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受託者は、委託者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、委託者が支出した撤去費用を負担しなければならない。

5 第 1 項前段に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第 20 条の規定によるときは委託者が定め、第 21 条又は第 24 条の規定によるときは、受託者が委託者の意見を聴いて定めるものとし、第 1 項後段及び第 2 項に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、委託者が受託者の意見を聴いて定めるものとする。

(保険)

第 26 条 受託者は、仕様書に基づき火災保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに委託者に提示しなければならない。

(賠償金等の徴収)

第 27 条 受託者が本契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を委託者の指定する期限内に支払わないとき

は、委託者は受託者から遅延日数につき、支払期日の翌日における民事法定利率の割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(個人情報等の管理義務)

第 28 条 受託者は、委託者から提供された資料、貸与品等及び業務を行う上で得られた受託者の保有する記録媒体（光ディスク、磁気テープ、パンチカード、紙等の媒体。以下「記録媒体等」という。）上に保有するすべての個人情報等の授受・搬送・保管・廃棄等について、管理責任者を定めるとともに、台帳等を設け管理状況を記録する等適正に管理しなければならない。

- 2 受託者は、前項の記録媒体等を、施錠できる保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納する等適正に管理しなければならない。
- 3 受託者は、第 1 項の記録媒体等について、業務を完了した後、速やかに廃棄、消去又は返却等するものとする。ただし、廃棄又は消去する際は、委託者の承認又は立会いを得て実施することとし、廃棄又は消去が完了した際には、その旨を文書により委託者に報告する等適切な対応をとらなければならない。
- 4 受託者は、定期的に委託者からの要求に応じて、第 1 項の管理記録を委託者に提出しなければならない。
- 5 第 1 項に規定する個人情報等の管理が適切でないと認められる場合、委託者は受託者に対し、改善を求めるとともに、委託者が受託者の個人情報等の管理状況を適切であると認めるまで業務を中止させることができる。

(目的外使用の禁止)

第 29 条 受託者は、業務を行うための記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を他の用途に使用し、又は委託者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写複製の禁止)

第 30 条 受託者は、業務を行うための記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を複写又は複製してはならない。ただし、委託者より文書による同意を得た場合はこの限りでない。

- 2 前項ただし書きに基づき作成された複写複製物の管理については、第 28 条を準用する。

(事故等の報告義務)

第 31 条 受託者は、業務の遂行中に事故が発生したときは、その事故発生の帰責の如何にかかわらず、直ちにその旨を委託者に報告し、速やかに応急処置を加えた後、遅滞なく書面により詳細な報告並びにその後の具体的な事故防止策を、書面にて提出しなければならない。

- 2 前項の事故が、個人情報等の漏えい、滅失、き損等の場合には、受託者は業務を中止するとともに、速やかに前項に規定する措置を講じなければならない。なお、業務中止の期間は、委託者が指示するまでとする。
- 3 第 1 項の事故により、以降の業務の円滑な進行を妨げる恐れがあるときは、受託者は、速やかに問題を解決し、業務進行に与える影響を最小限にするよう、努めなければならない。

(事実の公表)

第 32 条 委託者は、受託者が保護条例第 15 条の規定に違反していると認めるときは、保護条例第 16 条第 1 項の規定に基づき、行為の是正その他必要な処置を講ずるべき旨を勧告することができる。

- 2 委託者は、受託者が前項に規定する勧告に従わないときは、保護条例第 16 条第 2 項に定める事実の公表を行うために必要な措置をとることができる。
- 3 委託者は、前 2 項に定めるもののほか、業務に関し個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(従事者の教育)

第 33 条 受託者は、本件業務を的確に遂行するために必要な教育に従事者に施さねばならない。

(従事者の配置)

第 34 条 受託者は、本件業務に支障のないよう従事者を配置しなければならない。

- 2 受託者は、従事者の配置替え等を行うときは、本件業務処理内容について支障のないよう配慮しなければならない。
- 3 委託者は、従事者のうち不適格者があると認められるときは、その旨を受託者に通知して従事者の交

替を申し出ることができる。この場合、受託者は実情を調査の上、委託者の申し出が正当と認めたときは、速やかに従事者の交替を行うものとする。

(従事者の健康管理)

第 35 条 受託者は、従事する労働者に対し、労働安全衛生法（昭和 47 年法律 57 号）に定める健康診断を実施し、従事者の健康管理に努めるものとする。

(業務責任者)

第 36 条 受託者は、業務の管理・運営に必要な知識、技能、資格及び経験を有する業務責任者を定め、その氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。業務責任者を変更したときも、同様とする。

2 業務責任者は、本契約の履行に関し業務の管理及び統轄を行うほか、委託者固定収益金の変更、履行期間の変更、第 37 条第 1 項の請求の受理、同条第 2 項の決定及び通知、同条第 3 項の請求、同条第 4 項の通知の受理並びに本契約の解除に係る権限を除き、本契約に基づく受託者の一切の権限を行使することができる。

3 受託者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち業務責任者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ当該権限の内容を委託者に通知しなければならない。

(業務責任者等に対する措置請求)

第 37 条 委託者は、業務責任者又は受託者の使用人若しくは第 11 条の規定により受託者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 受託者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から 10 日以内に委託者に通知しなければならない。

3 受託者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、委託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

4 委託者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から 10 日以内に受託者に通知しなければならない。

(紛争の解決等)

第 38 条 本契約に関し、委託者と受託者との間に紛争が生じたときは、委託者と受託者で協議のうえ定める第三者に仲裁を依頼するものとする。

2 前項の規定による解決のために要する費用は、委託者と受託者それぞれが負担する。

3 本契約に関する訴えの管轄裁判所は、委託者の事務所の所在地を管轄する大阪地方裁判所とする。

(補則)

第 39 条 本契約書に定めのない事項については、大阪市民病院機構契約規程及び大阪市民病院機構会計規程に従うものとし、その他は必要に応じて委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

委託者

住 所 大阪市都島区都島本通2丁目13番22号
氏 名 地方独立行政法人大阪市民病院機構
理事長 瀧藤伸英

受託者

住 所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
氏 名 ○○○○○○○○○○○
○○○○○ ○○○○